

桶川市子ども読書活動推進基本計画

平成 1 7 年 3 月

桶 川 市 教 育 委 員 会

は じ め に

読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。子どもたちは本との出会いの中で、楽しみながら、他人を思いやる心や人生の知恵を学びます。また、幼児期からの読み聞かせや読書は、子どもの心の健全な成長を促すことになります。

平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、平成14年8月には、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。そして、埼玉県は、この計画を基本として、平成16年3月に、「埼玉県子ども読書活動推進計画」を策定しました。

このような状況を踏まえて、桶川市教育委員会では、家庭・地域・学校等における今後の子どもたちの読書活動の推進に資するため、「桶川市子ども読書活動推進基本計画」を策定いたしました。

次代を担う心豊かな子どもたちを育成するため、家庭・地域・学校等が一体となって、子どもが読書活動に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実に努めてまいります。

1 計画の目的

子どもが、豊かな心を持ち、人生をより深く生きる力を身に付けることは何にも増して重要です。読書活動は、そうした心と力をはぐくむために欠くことができません。

そこで、この「桶川市子ども読書活動推進基本計画」は、子どもの自主的な読書活動を推進するため、積極的にその環境整備を計画的に進め、子どもの健やかな成長に資することを目的とします。

2 基本的方針

本市では、国及び埼玉県の基本的方針を踏まえ、次の4項目を計画の基本的方針とします。

- (1) 家庭・地域・学校での子どもが読書に親しむ機会の提供と充実
- (2) 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実
- (3) 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進
- (4) 子どもが読書に親しむための推進体制の充実

3 子どもの読書活動の推進のための方策

- (1) 家庭・地域・学校での子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

① 家庭における推進

家庭においては、保護者が子どもの読書活動の意義や重要性について理解し、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだりするなど、子どもが読書と出会うきっかけを作ることが求められています。

そこで、家庭教育に関する講座や保護者が集まる機会を利用し

て、読み聞かせや読書の重要性について保護者への理解を促進します。

また、「家庭教育手帳」の活用を図り、親子で一緒に図書館に行くなど、子どもが小さい頃から本に接するよう家庭で習慣付けることの重要性について、理解を働きかけていきます。

② 地域における推進

ア 市立の各図書館における推進

図書館は、たくさんある図書の中から、子どもが自分で読みたい本を自由に選び、読書する楽しみを知ることのできる場所です。

保護者にとっては、子どもの本を選択したり、選択の仕方を相談できる場所です。

また、地域で子ども読書活動を推進するボランティア活動の拠点、学習の場として重要な役割を果たしています。

引き続きボランティアと職員が協力し、毎週土曜日に図書館で行っているお話し会及び各季節の特別事業の推進を図ります。

イ 児童館における推進

児童館は、子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、また情操を豊かにすることを目的とした施設であり、図書室の設置が義務づけられています。

児童館は、図書室を気軽に活用でき、身近に感じられる読書施設としていくことが求められています。

今後も、児童館の図書を気軽に閲覧できるような配慮や、希望図書の貸出しの実施など、子どもが気軽に読書に親しむこと

ができるよう努めていきます。

ウ 民間団体等における推進

民間団体の地域における読書活動として地域文庫が挙げられます。桶川市内には本の貸出しやお話会などの読書活動を行っている地域文庫が2か所あり、子どもが本に親しむ身近な場として利用されています。また、地域文庫と読み聞かせを行うボランティア団体が構成メンバーとなっている文庫連絡会は、放課後児童クラブなどへの朗読活動を行っています。これらの活動は、住民の自主的な取組に支えられています。

今後も、地域文庫への支援とともに、子どもの読書活動に関わるボランティア等の養成や、その専門的技能の向上のための支援に努めていきます。

③ 学校等における推進

ア 保育所における推進

保育所保育指針では、子どもの発達（年齢）に応じて、保育のねらいや配慮事項等を定めています。この指針の中で、6か月から年齢区分に応じて、絵本、紙芝居、童話や詩との関わりなどが示されています。

保育所では、年齢に応じて、絵本の読み聞かせや紙芝居などを取り入れた保育が行われています。

乳幼児が年齢に応じて絵本などに親しむことができるよう、絵本や物語等の積極的な活用や、読み聞かせの機会の確保と充実を図ります。

イ 小学校・中学校における推進

桶川市立小・中学校では、これまでさまざまな教育活動をとおして読書活動を推進してきました。「朝の一斉読書」や「読み聞かせ」、あるいは「読書週間の設定」など、各学校が特色ある読書活動に取り組んできました。

子どもたちが読書の楽しさを味わうことができるような、また、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるような教育活動を推進することは学校の重要な役割です。

そこで、校長のリーダーシップの下、司書教諭を中心として学校全体で組織的、計画的に読書活動を推進していきます。また、学校図書館の機能が十分に発揮できるよう、その活用と充実を図りながら、小・中学校における読書活動を充実していきます。具体的には以下のような取組を推進していきます。

- (ア) 「朝の読書」「雨の日の読書」「読書週間の設定」などの活動の推進
- (イ) 小学校における「読み聞かせ活動」の充実
- (ウ) 読書チャレンジカードを作成するなど、児童生徒が図書室を積極的に活用するための工夫
- (エ) 推薦図書を決めたり、卒業までに一定量の読書を推奨するなど各学校ごとの目標設定

④ 市立の各図書館・学校・民間団体等の連携・協力

図書館と学校は、定期的に会議や研修会を実施し、読書活動の推進を図っています。また、図書館からの出前による学校図書館への団体貸し出しなど積極的な連携・交流を図っています。

地域においては、読み聞かせボランティアの活動が活発化し、図書館と協力・連携してお話し会を実施するなど、子ども読書

活動の推進に貢献しています。

今後は、図書館、学校及びボランティアのネットワーク化を推進しつつ、ボランティア活動の場を広げてまいります。

(2) 子ども読書活動を推進するための環境の整備・充実

① 市立の各図書館の整備・充実

ア 資料の整備・充実

一般図書、児童図書、点字図書、郷土資料、視聴覚資料、電子資料等を計画的に収集し、資料の充実を図ります。

ブックポスト返却の利用の普及に伴い破損が激しいため、その資料の更新を図ります。

イ 設備等の整備・充実

生涯学習の中心施設として、図書館の整備が望まれています。

インターネットを活用した図書資料の情報収集に努めるとともに、学校図書館等関係機関との情報交換の推進に努めます。

ウ 図書館職員研修等の充実

図書館職員は、児童図書をはじめ図書資料の選択・収集・提供、利用者に対する読書相談、子ども読書活動に対する相談・指導など子ども読書活動の推進に重要な役割を果たしています。

その資質・能力の向上を図るため、計画的且つ積極的に職

員研修の推進に努めます。

② 学校図書館の整備・充実

ア 図書資料の整備・充実

学校図書館には、豊かな心をはぐくむ読書センターとしての機能と、児童生徒の学習活動を支援する学習情報センターとしての機能があります。

今後は、計画的、効果的に選書、購入に努めて蔵書を充実させ、図書資料の整備を図っていきます。

イ 設備等の整備・充実

学校図書館が子どもたちにとってより身近で、つい足を運びたくなるような「心のオアシス」となるよう、学校図書館の環境整備を図っていくことが重要です。

そこで、校長のリーダーシップの下、司書教諭を中心として学校図書館の環境整備に取り組むとともに、学校図書館教育補助員やボランティアの協力を得て、学校図書館づくりを進めていきます。具体的には、読書に必要なスペースの確保、掲示資料など興味をひくための工夫、図書の整理や図書紹介コーナーの設置、開館時間の確保など、学校の実態に即した図書室の充実を図り、一層魅力的、機能的な学校図書館づくりを推進します。

ウ 学校図書館の活用を充実していくための人的配置の推進

(7) 司書教諭の配置

学校図書館法では12学級以上の学校に、学校図書館司書教諭の配置が義務付けられています。桶川市立小・中学校では、平成13年度より全校に司書教諭を配置して学校図書館の充実に努めています。

今後も、学校図書館の運営、活用について中心的な役割を担う存在として、市内全小・中学校に司書教諭を配置していきます。また、司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮などの工夫を促します。

(イ) 学校図書館教育補助員の配置

桶川市では、平成12年度より各学校に一人の学校図書館教育補助員を配置しています。学校図書館教育補助員は、校長の監督のもと、司書教諭と連携して、図書の整理や貸し出し、読書に関する支援や読み聞かせ、図書館との連絡調整などに取り組んでいます。

今後も、市内全小・中学校に学校図書館教育補助員を配置し、学校図書館教育の充実に努めます。

(ウ) 地域との協力

桶川市立小・中学校の中には、学校図書館で保護者や地域の方がボランティア活動をしてくださっている学校があります。図書の整理や読み聞かせなどを通して、学校図書館を使いやすくしたり、読書活動を推進したりしていただいております。

今後も各学校の取組がさらに充実するよう、地域との協力を推進していきます。

エ 障害のある子どものための諸条件の整備・充実

障害のある子どもの読書活動を推進するためには、学校図書館の諸条件をさらに整備・充実する必要があります。

そこで、市立の各図書館との連携を図りながら、絵本や紙芝居、拡大図書、あるいは録音資料や映像資料等、各学校の子どもの障害の内容に応じた図書や資料の充実を図っていきます。

(3) 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進

① 「子ども読書の日」を中心とした啓発・広報

現在、市立の各図書館及び公民館施設を利用し、図書館ボランティアの協力を得て、お話し会、絵本及び紙芝居の読み聞かせ、並びにパネルシアター等の子ども読書活動を毎週土曜日の午後に2館1分室で実施しています。

また、秋の読書週間や11月1日「彩の国教育の日」を中心に、司書教諭及びボランティアと連携・協力し、子ども読み聞かせ講習会を実施しています。

今後は、子どもの読書活動に関する理解と関心を更に高めるため、ポスター、ちらし等の作成・配布などにより、「子ども読書の日」の啓発と広報に努めます。さらに、「子ども読書の日」にちなんだ事業として実施している各季節ごとのお話し会等の取組の一層の充実を図ります。

また、市立の各図書館では、読書週間及び「子ども読書の日」に関連して、学校や読書活動団体等と連携して、子どもだけでなく大人への啓発・広報の充実を図ります。

② 優良な図書の普及

現在、市立の各図書館においては、推薦図書、推奨図書、児童向け図書の紹介・広報事業として、冊子やちらしの作成・配布を行っています。

今後、より一層使いやすく親しみのある冊子やちらしを作成し、配布先を拡充していくとともに、広報媒体を幅広く活用しての普及を図ってまいります。

また、家庭への優良な図書の紹介を推進するために、関係機関との連携を深めるとともに、保護者会などを活用して、学校が優良な図書のちらしの配布や呼びかけを行うなど、保護者の理解と関心が高まるような普及方法に努めます。

さらに、学校や市立の各図書館には、優良な図書コーナーを設置して、広報と利用の促進を図ります。

(4) 子どもが読書に親しむための推進体制の充実

子どもの読書活動を推進するためには、市内関連施設の連携を図り、総合的に施策を推進する必要があります。そのため、具体的な連携のあり方を検討し、それぞれの役割を担いながら相互の連携・協力体制の充実に努めます。

また、民間団体が主体性を持ち、活動内容を充実させていくことは、子どもの読書活動の一層の推進に資することになります。そこで、市の関係機関と民間団体及び民間団体相互の連携・協力のあり方について検討し、その体制の整備の充実に努めます。